

電気通信事業法第38条の2第2項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正（案）

旧	新														
<p>目次</p> <p>第3章（略）</p> <p>第9節（略）</p> <p>第15章（略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～71（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	1～71（略）	（略）	<p>目次</p> <p>第3章（略）</p> <p>第9節（略）</p> <p><u>第37条の2 D S L回線の回線調整工事</u></p> <p>第15章（略）</p> <p><u>第94条の3 D S L回線等に係る情報の提供</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～71（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>72 D S L装置</u></td> <td style="text-align: center;"><u>非対称加入者線伝送方式又は対称加入者線伝送方式を利用する電気通信（以下「D S L」といいます。）を提供するために必要な方路設定又は監視・制御機能を有する装置</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>73 D S L回線</u></td> <td style="text-align: center;"><u>D S Lを提供する当社の端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。本欄において同じとします。）又は当社の端末回線及びその端末回線を収容する伝送装置であって、協定事業者の電気通信設備と接続するもの</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>74 D S Lサービス</u></td> <td style="text-align: center;"><u>当社又は協定事業者の契約約款に定めるD S Lのサービス</u></td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	1～71（略）	（略）	<u>72 D S L装置</u>	<u>非対称加入者線伝送方式又は対称加入者線伝送方式を利用する電気通信（以下「D S L」といいます。）を提供するために必要な方路設定又は監視・制御機能を有する装置</u>	<u>73 D S L回線</u>	<u>D S Lを提供する当社の端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。本欄において同じとします。）又は当社の端末回線及びその端末回線を収容する伝送装置であって、協定事業者の電気通信設備と接続するもの</u>	<u>74 D S Lサービス</u>	<u>当社又は協定事業者の契約約款に定めるD S Lのサービス</u>
用 語	意 味														
1～71（略）	（略）														
用 語	意 味														
1～71（略）	（略）														
<u>72 D S L装置</u>	<u>非対称加入者線伝送方式又は対称加入者線伝送方式を利用する電気通信（以下「D S L」といいます。）を提供するために必要な方路設定又は監視・制御機能を有する装置</u>														
<u>73 D S L回線</u>	<u>D S Lを提供する当社の端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。本欄において同じとします。）又は当社の端末回線及びその端末回線を収容する伝送装置であって、協定事業者の電気通信設備と接続するもの</u>														
<u>74 D S Lサービス</u>	<u>当社又は協定事業者の契約約款に定めるD S Lのサービス</u>														

72 (略)	(略)
--------	-----

75 電話重畳	電話サービスの信号とDSLサービスの信号を同一の端末回線により送受信する形態
76 宅内スプリッタ	電話重畳において信号を多重又は分離するためにDSL回線と接続する装置であって、利用者宅内に設置する装置(端末設備及び自営電気通信設備を除きます。)
77 局内スプリッタ	電話重畳において信号を多重又は分離するためのDSL回線を収容する装置
78 回線終端装置	端末回線の終端の場所に当社が設置する装置(端末設備及び宅内スプリッタを除きます。)
79 回線収容替え	当社又は協定事業者の契約約款に定めるサービスに利用する端末回線を他の端末回線に変更すること。
80 ブリッジタップはずし	DSL回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすること。
81 回線調整	回線収容替え又はブリッジタップはずしを行うこと。
82 カッド	1対の端末回線を2対より合わせたもの
83 (略)	(略)

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1) 端末回線の線端	他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に保安器又は回線終端装置(端末回線の終端の場所に当社が設置する装置(端末設備を除きます。))をいいます。以下同じとします。)を設置するときは保安器又は回線終端装置の協定事業者側端子、他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に配線盤を設置するとき(保安器を同時に設置するときを除きます。)は配線盤の当社側端子又は専用サービスにおいて当社の通信用建物に終端する専用線の場合は当社の配線盤の当社側端子
(2) 端末回線を収容する伝送装置	端末回線を収容する伝送装置(伝送速度の制御が可能なものに限り、)と他事業者の設置する交換設備又はその付属設備との間の当社配分架の他事業者側端子若しくはコネクタ

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1) 端末回線の線端	他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に保安器、回線終端装置若しくは当社の宅内スプリッタを設置するときは保安器、回線終端装置若しくは当社の宅内スプリッタの他事業者側端子、他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に配線盤を設置するとき(保安器を同時に設置するときを除きます。)は配線盤の当社側端子又は専用サービスにおいて当社の通信用建物に終端する専用線の場合は当社の配線盤の当社側端子
(1)-2 MDF又は当社の局内スプリッタ	他事業者が設置する局内スプリッタ若しくはDSL装置と端末回線(アナログ信号用の電話回線と同等なものに限り、)との間に設置されるMDF(端末回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。)の他事業者側端子又は他事業者のDSL装置と当社の局内スプリッタの間の当社配分架の他事業者側コネクタ
(2) 端末回線を収容する伝送装置	端末回線を収容する伝送装置(伝送速度の制御が可能なものに限り、)と他事業者の設置する交換設備若しくはその付属設備との間の当社配分架の他事業者側端子若しくはコネクタ又は当該伝送装置の他事業者側端子
(2)-2 加入者交換機の他事業者設置局内スプリッタ側	加入者交換機又は当社が指定する加入者収容装置(端末回線(電氣的信号を送受するものに限り、))を収容及び多重して加入者交換機に接続する当社の電気通信設備をいいます。)と他事業者の設置する局内スプリッタの間のMDFの他事業者側端子
(2)-3 ISM交換機の端末回線側	ISM交換機に収容する端末回線に接続する他事業者の電気通信設備(別表1に規定するISM折返し機能を提供するISM交換機を設置する通信用建物内に設置するものに限り、)の当社側コネクタ

第3節 接続対象地域  
(当社の接続対象地域)

第9条 当社の接続対象地域は事業法第9条又は第14条の規定により許可を受け又は変更された業務区域とします。

第3章 協定の締結手続き

第9節 その他の工事の請求

第6章 責務

第1節 責務  
(守秘義務)

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、法令上必要とされる場合又は相手方の書面による同意を得た場合は、この限りではありません。

第3節 接続対象地域  
(当社の接続対象地域)

第9条 当社の接続対象地域は事業法第9条又は第14条の規定により許可を受け又は変更された業務区域(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合は、当社が別に定める地域に限ります。)とします。

第3章 協定の締結手続き

第9節 その他の工事の請求  
(DSL回線の回線調整工事)

第37条の2 当社は、前条第1項に規定する工事において協定事業者(DSL回線の通信料について利用者料金を設定する協定事業者に限ります。)からDSL回線(回線距離若しくは設備状況、他の電気通信に係る電気通信回線から信号の漏えい又はDSL回線の終端に接続される装置の態様等により、その回線の通信の伝送速度が低下又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。以下同じとします。)の回線調整の請求があったときは、協定事業者から指定のあったDSL回線の回線調整を行います。この場合において、当社は、その実施により一定の伝送速度による通信を可能とすることを保証しないものとし、回線収容替えにおいて他の端末回線の空きがない場合は、請求された工事ができないことがあります。

第6章 責務

第1節 責務  
(守秘義務)

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、法令上必要とされる場合、相手方の書面による同意を得た場合又は主務官庁より報告を要請された場合は、この限りではありません。

## 第9章 接続の一時中断、停止及び中止

### (接続の一時中断)

第59条 当社は、次の場合には、接続を一時中断することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第56条(相互接続通信の制限)の規定により、相互接続通信を制限するとき。

2 当社は、前項の規定により接続を一時中断するときは、あらかじめそのことを協定事業者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### (接続の中止)

第61条 当社は、第80条(技術的条件)により規定する新たな技術的条件により技術的条件集第3条第3項に規定する従前の技術的条件に代替することが可能となった場合において、従前の技術的条件による接続を継続することが経済的に著しく困難であるとき又は当社の電気通信設備を著しく非効率とするときは、協定事業者と協議の上、その技術的条件による接続を中止することがあります。

2 当社は、前項の規定により接続を中止するときは、接続の中止に係る技術的条件の変更認可申請の1年前までに書面により、その理由及び接続を中止する予定の日を協定事業者に通知します。

## 第9章 接続の一時中断、停止及び中止

### (接続の一時中断)

第59条 当社は、次の場合には、接続を一時中断することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第56条(相互接続通信の制限)の規定により、相互接続通信を制限するとき。
- (3) スペクトラムマネジメント(電気通信回線相互の信号の漏えいが存在する中で、その影響を最小限に抑え、各電気通信回線が共存するための条件をいいます。以下同じとします。)の原則が策定されるまでの間であって、同一カッド内に収容される2対の端末回線のうち同一カッド内における当社のサービス開始日又は協定事業者との接続開始日が後となる端末回線(以下「後行回線」といいます。)が他方の端末回線に漏えいによる影響(同一カッド内における一方の端末回線からの信号の漏れにより、DSL回線においては伝送速度が著しく低下若しくは通信が全くできない状態又はDSL回線以外の端末回線においては符号誤りが大きく発生する状態をいいます。以下同じとします。)を与えたときに、後行回線の回線収容替え工事を行うとき。

2 当社は、前項の規定により接続を一時中断するときは、あらかじめそのことを協定事業者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### (接続の中止)

第61条 当社は、第80条(技術的条件)により規定する新たな技術的条件により技術的条件集第3条第3項に規定する従前の技術的条件に代替することが可能となった場合において、従前の技術的条件による接続を継続することが経済的に著しく困難であるとき又は当社の電気通信設備を著しく非効率とするときは、協定事業者と協議の上、その技術的条件による接続を中止することがあります。

2 当社は、前項の規定により接続を中止するときは、接続の中止に係る技術的条件の変更認可申請の1年前までに書面により、その理由及び接続を中止する予定の日を協定事業者に通知します。

3 当社は、協定事業者がDSL回線と接続する場合において、DSL回線を含む端末系伝送路設備(以下、本条において「端末回線伝送路設備」といいます。)を撤去するときは、接続を中止します。この場合において、当社は、端末回線伝送路設備の撤去開始の原則4年前(期間の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の期間を規定します。)までに、その情報を協定事業者に提供するものとし、当社がDSL回線を撤去する際には、撤去前に利用しているDSLサービスと利用面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線(光信号方式のものに限ります。)を使用した新たな代替サービス等(以下、本条において「代替サービス」といいます。)を協定事業者が即座に提供することを可能とするものとし、ただし、以下の各号に規定する場合はこの限りではありません。

- (1) 当社が端末回線伝送路設備を撤去する際に、代替サービスを協定事業者が即座に提供することを可能としている場合であって、1年以上前に端末回線伝送路設備の撤去に関する情報を協定事業者提供している場合

( 手続費の支払義務 )

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第2表第2( 手続費 ) に規定する手続費の支払いを要します。

( 略 )

## 第12章 損害賠償

( 責任の制限 )

第81条 当社又は協定事業者は、接続が行われなかったことに伴い発生する逸失利益又はその契約者に対し行う損害賠償の事務処理に通常要する費用について、相手方に対し求償しないこととします。

2 前項の規定にかかわらず、当社又は協定事業者は、利用者料金が役務区間合算料金である場合において、相手方の責めに帰すべき事由により自己の契約約款で定めるところに従いその契約者に損害賠償を行ったときは、その費用の負担について協議するものとします。

3 ( 略 )

(2) 天災、事変その他非常事態による端末回線伝送路設備の多大な損傷により、当社がその端末回線伝送路設備の代替に光信号方式の伝送路設備(以下、光ファイバといいますが)を敷設することを決定し、速やかに明確な理由及び根拠とともに、その伝送路設備の撤去に関する情報を通知した場合

(3) 第1号及び第2号に規定する以外の場合であって、当社が緊急に端末回線伝送路設備の撤去を行わなければならない場合であって、当社とその端末回線に接続する協定事業者間で端末回線伝送路設備の撤去についての協議が調った場合(協議が調わない場合であって、事業法第39条第3項の規定に基づき郵政大臣の裁定がなされ、その伝送路設備の撤去が妥当とされた場合を含みます。)

4 当社は、スペクトラムマネジメントの原則が策定されるまでの間、漏えいによる影響を与えた後行回線の回線収容替えにおいて、他の伝送路設備に空きがないときは、後行回線の接続を中止することがあります。この場合において、当社は接続を中止する前に協定事業者へ通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

( 手続費の支払義務 )

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第2表第2( 手続費 ) に規定する手続費の支払いを要します。

(11) その協定事業者が、第94条の3( DSL回線に係る情報の提供 ) に規定する情報の提供を受けたとき(ただし、同条第3号に規定する情報提供に係る協定事業者の費用負担額について、当社は協定事業者と協議します。)

## 第12章 損害賠償

( 責任の制限 )

第81条 当社又は協定事業者は、接続が行われなかったことに伴い発生する逸失利益又はその契約者に対し行う損害賠償の事務処理に通常要する費用について、相手方に対し求償しないこととします。

2 前項の規定にかかわらず、当社又は協定事業者は、利用者料金が役務区間合算料金である場合において、相手方の責めに帰すべき事由(他の協定事業者の宅内スプリッタ、局内スプリッタ又は配線設備の原因により接続が行われなかった場合を除きます。)により自己の契約約款で定めるところに従いその契約者に損害賠償を行ったときは、その費用の負担について協議するものとします。

3 ( 略 )

第15章 雑則

(DSL回線等に係る情報の提供)

第94条の3 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から次の各号に規定する当社が管理するDSL回線の情報の提供を求められた場合は、その情報を提供します。

- (1) DSLサービスの契約者が利用するDSL回線ごとの線路条件(MDFを設置する当社の通信用建物からDSL回線の終端までの線路距離長、伝送損失、直流抵抗値、手ひねり接続箇所の数(以上の情報は計算による値となります。))当該DSL回線を収容するケーブルの絶縁種類、線径及びブリッジタップの状況をいいます。
- (2) DSLサービスの契約者の利用開始時、DSL回線故障時、回線調整後における協定事業者が接続するDSL回線ごとの収容状況(当該回線の同一、隣接又はひとつ飛びカッド若しくはサブユニット(プラスチック絶縁ケーブルにおいて、5つのカッドで構成する単位をいいます。))に収容されている状況をいいます。
- (3) DSLサービスの契約者の利用開始時のDSL回線の雑音特性及び回線調整時の伝送損失(ただし、本号の情報提供の方法について、当社は協定事業者と協議します。))

(DSL回線との接続に係るその他の情報の提供)

第94条の4 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるよう準備を整えます。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は生じません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

- (1) 当社の通信用建物ごとの電話サービスを提供する端末回線数(一部区間が光ファイバ化された回線数及び全て電氣的信号を送受する端末回線数の内訳も含まれます。))総合デジタル通信サービス並びに電話重畳しないDSLサービスを提供する端末回線数(その合計をMDFにおける全端子数とします。))MDFにおける空き端子数(端子数は範囲で提供します。))及び電話サービスを提供する端末回線の事務用又は住宅用ごとの数
- (2) 当社の光ファイバ化の現状及び今後の計画
- (3) 端末回線(アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。))の撤去が完了している当社の通信用建物の位置情報(住所、収容区域の具体的な行政区域名をいいます。))
- (4) 当社の通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信用建物ごとの協定事業者数

注：第94条の2は、東相制第00-156号で認可申請中です。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(7) 役務区間 単位料金に よる接続専 用回線に係 る料金の適 用	利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線に係る料金については、当社の契約約款に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は2（料金額）2 - 1 第2 欄、同第3 欄又は2 - 6 に掲げる網使用料の支払いを要しません。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(7) 役務区間 単位料金に よる接続専 用回線等に 係る料金の 適用	利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、 <u>当社のDSLサービス及び当社のIP通信網サービスの試験サービスに関する契約約款に規定するISM折返し機能を利用するサービスに係る</u> 料金については、当社の契約約款に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は2（料金額）2 - 1 第2 欄、同第3 欄又は2 - 6 に掲げる網使用料の支払いを要しません。

注：DSLサービス及びIP通信網サービスは試験サービス期間中で契約約款認可申請前です。



第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(3) (略)	(略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備 考
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(3) (略)	(略)
(4) DSL回線調整工事費の適用	<p>ア 基本額は、(ア)欄に(イ)欄及び(ウ)欄の工事費を加算して適用します。</p> <p>イ 1の協定事業者からの請求により同一のDSL回線に同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、基本工事費に限り、それらの工事を1工事とみなして適用します。</p> <p>ウ 加算額は、当社の機器により速度測定が可能な場合に限り、適用します。この場合において、(ア)欄は基本額(ア)欄へ、(イ)欄は、基本額(イ)欄又は(ウ)欄へ工事の態様に応じて加算します。</p>

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備 考		
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)		
(22) DSL装置データ設定等工事費	DSL回線を提供するため相互接続に係る工事に要する費用	ア 当社のDSL装置と回線接続装置等とを接続する場合	1 工事ごとに 734円	—	
		イ 当社のDSL装置にデータ設定を行う場合	1 工事ごとに 14,743円	—	
		ウ 当社のDSL装置にデータ設定の変更を行う場合	1 工事ごとに 2,211円	—	
(23) DSL回線調整工事費	DSL回線の回線調整等に係る工事に要する費用	ア 基本額	(ア) 基本工事費	1 工事ごとに 11,497円	—
			(イ) 回線収容替えを行う場合	1 工事ごとに 7,809円	—
			(ウ) ブリッジタップはずしを行う場合	1 工事ごとに 8,251円	—
		イ 回線調整工事と合わせて速度測定を行う場合の加算額	(ア) ア(ア)に対する加算額	1 工事ごとに 3,688円	—
			(イ) ア(イ)又は(ウ)に対する加算額	1 工事ごとに 2,061円	—

第2 手続費  
 2 手続費の額  
 2-1 手続費

区 分	単 位	手続費の額	備 考
(1)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)

(24) 端末回線伝送機能提供工事費	第5条(標準的な接続箇所)の表中第(2)-3欄で接続するときの端末回線を設置する工事に要する費用	総合デジタル通信サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	—
--------------------	--	--------------------------------	---

第2 手続費  
 2 手続費の額  
 2-1 手続費

区 分	単 位	手続費の額	備 考
(1)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線線路条件調査費	第94条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1号の規定により、当社が線路条件に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに 1,477円	—
(10) 端末回線収容状況調査費	第94条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに 929円	—

注：(8)は、東相制第00-156号で認可申請中です。

別表1 接続により提供する機能

機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	(略)

別表1 接続により提供する機能

機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	(略)
<u>I S M折返し機能</u>	<u>I S M交換機により、デジタル非制限モード通信でI S M交換機に収容する特定の端末回線を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能</u>	

別表2 接続形態  
1 適用

区分	内容								
(1) 事業者の区分	<p>本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>着信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>経由事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意味	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者	経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者
用語	意味								
発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者								
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者								
経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者								
(3) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次のとおり表現することとします。</p> <p>「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合も含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。</p> <p>ただし、該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。</p>								

2 接続形態別利用者料金設定、請求事業者等  
(略)

別表2 接続形態  
1 適用

区分	内容								
(1) 事業者の区分	<p>本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者(ただし、2-2表で規定する発信事業者はこの限りではありません。)</td> </tr> <tr> <td>着信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者(ただし、2-2表で規定する着信事業者はこの限りではありません。)</td> </tr> <tr> <td>経由事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意味	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者(ただし、2-2表で規定する発信事業者はこの限りではありません。)	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者(ただし、2-2表で規定する着信事業者はこの限りではありません。)	経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者
用語	意味								
発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者(ただし、2-2表で規定する発信事業者はこの限りではありません。)								
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者(ただし、2-2表で規定する着信事業者はこの限りではありません。)								
経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者								
(3) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合も含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし、該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。</p> <p>イ DSL回線との接続形態は2-1表に、DSL回線以外との接続形態は2-2表に規定します。この場合において2-2表の発信事業者欄又は着信事業者欄に当社と規定する接続形態は、2-1表の着信事業者欄に規定する当社に接続することがあります。</p>								

2-1 DSL回線との接続形態別利用者料金設定、請求事業者等  
別添による。

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金設定、請求事業者等  
(略)

附 則  
(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

(接続の中止の特例措置)

2 当社が平成12年6月末現在で伝送路設備の撤去計画を決定している場合であって、その情報を開示したときは、新たな接続を行うDSL回線については、その撤去計画に従って接続の中止を行います。ただし、情報の開示の際現に接続しているDSL回線に限り、第61条(接続の中止)第3項の規定によります。

附 則（平成11年12月14日東相制第99-142号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成11年12月24日から実施します。

（ADSL試験回線との接続に係る経過措置）

2 当社は、平成12年12月23日までの間、当社のADSL試験回線（非対称加入者線伝送方式を利用する電気通信であって、協定事業者の電気通信設備（電気通信役務の種類が、事業法施行規則第3条第2項、第33条第2項又は第35条第2項に規定するデータ伝送に係るものに限り、）と接続するために利用することが可能なもの（ただし、その回線距離若しくは設備状況、他の電気通信に係る電気通信回線から信号の漏えい又は契約者回線等の終端に接続される装置の態様等により、その契約者回線等による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）となる場合があります。）をいいます。以下同じとします。）との接続について、この約款の規定のほか、附則第1項から第8項までに規定する接続料、接続の条件及び接続を円滑に行うための条件により接続を行います。

（ADSL試験回線との相互接続点）

3 ADSL試験回線に係る当社の電気通信設備と他事業者の電気通信設備との相互接続点（当社と他事業者との間の協定に基づく当社の電気通信設備と他事業者の電気通信設備の接続点をいいます。以下同じとします。）は次のとおりとします。

相互接続点	内 容
(1) (2)(3)以外の場合	当社の通信用建物内（ADSL装置（非対称加入者線伝送方式により電気通信を提供するために必要な装置をいいます。以下同じとします。）を設置する建物に限ります。）に設置する回線接続装置等（当社の専用サービス契約約款に定める回線接続装置又は回線終端装置をいいます。以下同じとします。）の当社側コネクタ
(2) 第1種電気通信事業者が当社の専用回線を介して接続する場合	第5条（標準的な接続箇所）第1項第1欄又は第5欄に規定する相互接続点
(3) 協定事業者が通信用建物内に電気通信設備を設置する場合	ADSL装置と協定事業者の設置する電気通信設備との間の当社配分架の他事業者側コネクタ

（ADSL試験回線の接続対象地域）

4 ADSL試験回線の接続対象地域（相互接続通信を行うことができる地域をいいます。）は、当社が別に定める地域とします。

( ADSL 試験回線との接続に係る技術的条件 )

5 ADSL 試験回線との接続に係る技術的条件は、附則技術的条件集のとおりとします。

( ADSL 試験回線に係る網使用料 )

6 ADSL 試験回線に係る網使用料の適用については、以下のとおりとします。

区 分	内 容
ADSL 試験回線に係る料金の適用	ADSL 試験回線に係る料金については、当社が別に定める約款に定めるところにより、当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は網使用料の支払いを要しません。

( ADSL 試験回線との接続に係る回線接続装置等料金 )

7 ADSL 試験回線との接続に係る専用回線の回線接続装置等については、専用サービス契約約款に定める料金を準用します。

( ADSL 試験回線との接続に係る工事費 )

8 ADSL 試験回線との接続に係る工事費の額については、以下のとおりとします。

区 分		単 位	工事費の額	備考
ADSL 試験回線提供工事費	ADSL 試験回線を提供するための相互接続に係る工事に要する費用	ア ADSL 装置と回線接続装置等とを接続する場合	1 工事ごとに 800円	—
		イ ADSL 装置にデータ設定を行う場合	1 工事ごとに 15,200円	—
		ウ ADSL 装置にデータ設定の変更を行う場合	1 工事ごとに 2,300円	—

別表 2 接続形態

第 1 表			No	第 2 表	第 3 表	第 4 表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者	-	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
当社	-	端末系事業者	1	(ア) (イ)以外の区間：端末系事業者 (イ) ADSL 試験回線区間：当社	(ア) (イ)以外の区間：端末系事業者 (イ) ADSL 試験回線区間：当社		
当社	-	端末回線線端接続事業者	2	(ア) (イ)以外の区間：端末回線線端接続事業者 (イ) ADSL 試験回線区間：当社	(ア) (イ)以外の区間：端末回線線端接続事業者 (イ) ADSL 試験回線区間：当社		
当社	-	端末系事業者	3	各役務提供事業者	各役務提供事業者		
当社	-	第二種電気通信事業者	4	各役務提供事業者	各役務提供事業者		